

令和7年度第4回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和8年2月19日(木)
午後1時50分から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会
会議室(センタープラザ18階南)



令和7年度第4回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和8年2月19日(木)午後1時50分～午後3時15分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 10名

(1) 出席者(2名)

理事長 岡田 康裕 (加古川市長)

専務理事 野倉 加奈美

(2) 書面出席(8名)

副理事長 越田 謙治郎 (川西市長)

理事 高橋 晴彦 (加西市長) (代理) 市民部長 藤本 浩明

清元 秀泰 (姫路市長) (代理) 国民健康保険課長 橋谷 篤典

西村 銀三 (新温泉町長) (代理) 健康課長 島田 秀則

酒井 隆明 (丹波篠山市長) (代理) 保健福祉部次長 畑岡 恭子

戸田 敦大 (淡路市長) (代理) 健康福祉部長 久住 達哉

河野 勝雄 (兵庫県国民健康保険組合長) (代理) 専務理事 寺田 利樹

松本 眞 (尼崎市長)

(3) 説明のため出席した者の職氏名(11名)

事務局長 入江 健介 総務部長 松本 嘉弘

審査部長 宮崎 勝也 保険者支援部長 山中 理恵

審査部参事 森本 由美 総務課長 藤川 雅信

財務課長 橋本 陽子 職員課長 竹 正樹

出納課長 馬場 智子 支払調整課長 久保 誠

介護福祉課長 工藤 恵

5 議 事

(1) 報告事項

(令和7年12月18日 理事長専決処分)

報告第7号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

(2) 議決事項

《令和7年度関係議案》

(規則・規程関係)

議案第11号 兵庫県国民健康保険団体連合会決裁規程の一部を改正する規程の制定について

議案第12号 兵庫県国民健康保険団体連合会における個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について

議案第13号 兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則の制定について

議案第14号 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による関係規則の整備に関する規則の制定について

(予算補正関係)

議案第15号 令和7年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算補正について

(積立金関係)

議案第16号 令和7年度兵庫県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分目的等の追加について

《令和8年度関係議案》

(規約・規則・規程関係)

議案第17号 兵庫県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約の制定について

議案第18号 予防接種法改正に伴う関係規則等の整備に関する規則の制定について

議案第19号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について

議案第20号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

議案第21号 兵庫県国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定について

議案第22号 兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険者事務共同処理規則の一部を改正する規則の制定について

(負担金・手数料関係)

議案第 23 号 令和 8 年度兵庫県国民健康保険団体連合会負担金及び手数料の単価について
(予算関係)

議案第 24 号 令和 8 年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業計画について

議案第 25 号 令和 8 年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算について

(積立金関係)

議案第 26 号 令和 8 年度兵庫県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産等の処分限度額
について

(その他)

議案第 27 号 兵庫県国民健康保険団体連合会の特別会計一時借入金について

議案第 28 号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員を選出について

議案第 29 号 第 151 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会の招集について

6 会議の概要

開 会	藤川総務課長の司会により開会
開会あいさつ	岡田 康裕 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項の規定により、岡田理事長が議長に選任された。 議長 岡田 康裕 理事長
出席者の報告	藤川総務課長から報告を行った。 出席者 2 名、書面出席者 8 名
理事会成立宣言	岡田議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、野倉専務理事が指名された。 議事録署名人 野倉 加奈美 専務理事
議 事	入江事務局長から報告及び説明を行った。 ・報告事項 (1 件) ・議決事項 (19 件)
閉 会	

7 議事 (要旨)

藤川総務課長

失礼します。

定刻前ではございますが、皆様お揃いですので、ただ今から令和7年度第4回理事会を開会させていただきます。

岡田理事長

開会にあたりまして、理事長の岡田加古川市長から御挨拶を申し上げます。

皆さま、改めましてこんにちは。

早い時間からお集まり頂き、ありがとうございます。

国保を取り巻く状況につきましては、対象となる方々の人口が、超高齢化社会で進んでいますから、総数の減少が続いていますし、被用者保険の対象が適用拡大になっていくトレンドもずっとありますので、そういう意味では財政的にはじわじわと厳しくなっていく状況が続くのかなと思っております。

また、国の方でも国政選挙等がありましたけれども、財源の確保とか手取りのアップみたいなことなどの競い合いの中で、色々な検討も進んでいるようです。

令和8年度からは、子ども・子育て支援制度が始まり、すでに進んでいますが、その他保険料の賦課限度額、高額療養費の負担の上限額、食事療養費の負担額等の見直しの検討も進んでいると聞いております。

こういったことにもその都度対応していかなければいけないと思います。

また、大きなところでは、診療報酬の改定について、3%ほどのプラス改定となる見込みと聞いております。

この辺りは、公立病院の経営が大きな話題となっていることもありまして、これでもまだ足りないのではないかという声もありますけれども、そういったところも進んでいこうとしております。

また、システム関係につきましては、診療報酬の審査支払業務について、「審査支払システムの共同開発の基本方針」に基づいて、支払基金とのシステム共同開発に向けた対応を進めているところであります。

様々ございますけれども、今日も議案の御審議を頂きながら、忌憚のない御意見を頂きまして、皆様に安心して信頼して頂ける当団体でありたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

藤川総務課長

ありがとうございました。

それでは、議長を選任いたします。

規約第32条第1項の規定により、岡田理事長をお願いいたします。

岡田議長

それでは、私の方で議長を務めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

では、本日の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いします。

藤川総務課長

理事定数は11名でございます。

なお、庵途副理事長退任に伴い、欠員が1名ございます。

本日の出席者2名、代理出席を含め書面出席8名、以上、過半数の出席がありますことを御報告いたします。

岡田議長

事務局報告のとおり、規約第34条第1項の規定によりまして、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第35条の規定によりまして、議長が指名することになっておりますので、野倉専務理事にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

岡田議長

では、早速議事に入ります。

まず、報告事項としまして、報告第7号「兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」を報告いたします。

では、事務局から説明をお願いします。

入江事務局長

事務局長の入江でございます。

よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、「令和7年度第4回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議案」に基づき説明させていただきます。

なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」は、以下「本会」と略させていただきます。

議案書の2ページをお願いします。

報告事項でございます。

臨時急施を要し、理事会を招集する暇がなかったことにより、本会規約第34条の2の規定により、令和7年12月18日に理事長専決処分を行ったものでございます。

報告第7号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」の改正内容に準じて所要の整備を行うため制定したものでございます。

3ページをお願いします。

3 ページをお願いします。

改正の概要ですが、(1)で6級以上である職員の昇給の号給数を3号給から4号給を標準とし、カッコ書を削除し、(2)で給料表の給料月額を改定し、(3)、(4)で期末手当、勤勉手当の支給割合を記載のとおり改めるもので、施行期日等は令和7年12月18日から施行し、令和7年4月1日から適用でございます。

以上、報告第7号の説明を終わります。

岡田議長

では、報告第7号につきまして、御意見、御質問等はございましたら承りたいと思います。

いかがでしょうか。

では、ないようでございますので、報告事項第7号は以上とさせていただきます。

続きまして、令和7年度関係議案としまして、議決事項、議案第11号「兵庫県国民健康保険団体連合会決裁規程の一部を改正する規程の制定について」から議案第14号「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による関係規則の整備に関する規則の制定について」を一括議案といたしたいと思います。

事務局からお願いいたします。

入江事務局長

議案書の21ページをお願いします。

議案第11号「本会決裁規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、代理決定に係る所要の文言整備を行うものでございます。

22ページをお願いします。

改正の概要でございますが、組織変更等に伴い、代理決定に係る所要の文言整備を行うもので、23ページに記載のとおり保険者支援部の分掌事務の代理決定者を変更する等、所要の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和8年2月19日でございます。

26ページをお願いします。

議案第12号「本会における個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、本会で特別調整交付金(結核・精神)業務及び市町村事務処理標準システム運用業務を実施するにあたり、所要の整備を行うものでございます。

27 ページをお願いします。

改正の概要でございますが、(1) 本会で特別調整交付金（結核・精神）業務及び市町村事務処理標準システム運用業務を実施するにあたり、当該業務を本会の個人情報の利用目的として定める事業の範囲に追加いたします。

(2) その他、保険者事務の共同処理業務の名称につきまして、文言の整理を行うものでございます。

施行期日等につきましては、令和 8 年 2 月 19 日から施行し、新たに追加します特別調整交付金（結核・精神）業務は、令和 5 年 12 月 25 日から、市町村事務処理標準システム運用業務は、令和 8 年 1 月 1 日から適用いたします。

33 ページをお願いします。

議案第 13 号「本会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則例の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

34 ページをお願いします。

改正の概要でございますが、令和 8 年 2 月 4 日付け厚生労働省通知「国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則例の一部改正等について」に伴い、「光ディスク等」を「光ディスク」に改めるほか、文言の整理を行うものでございます。

施行期日等につきましては、令和 8 年 2 月 19 日から施行し、令和 8 年 2 月 4 日から適用いたします。

41 ページをお願いします。

議案第 14 号「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による関係規則の整備に関する規則の制定について」でございます。

提案理由は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、関係規則について所要の整備を行うためでございます。

42 ページをお願いします。

改正の概要でございますが、(1) 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令が改称されたことに伴い、本会介護給付費等審査支払規則について所要の整備を行います。

(2) 介護給付費等の請求に関する省令の改称及び一部改正並びに障害児通所給付費等の請求に関する省令の改称に伴い、本会障害介護給付費等審査支払

規則について所要の整備を行います。

施行期日等につきましては、令和8年2月19日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第11号から議案第14号の説明を終わります。

岡田議長

議案第11号から議案第14号まで説明の説明がありましたけれども、これらにつきまして御意見、御質問等はありませんか。

では、お諮りをいたします。

議案第11号から議案第14号まで、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

【 異議なし 】

岡田議長

異議なしの声を頂きましたので、議案第11号から議案第14号は、規約第33条の規定によりまして、理事会議決事項として決定いたします。

次に、議案第15号「令和7年度当団体歳入歳出予算補正について」及び議案第16号「令和7年度当団体財政調整基金積立資産の処分目的等の追加について」を一括提案いたします。

では、事務局からお願いします。

入江事務局長

それでは、議案書の48ページをお願いします。

議案第15号「令和7年度本会歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、診療報酬等の実績等を勘案し、所要の補正を行う必要があるためでございます。

49ページをお願いします。

「令和7年度一般会計及び特別会計別予算補正の概要について」でございます。

「1 補正の概要」でございますが、「(1) 各特別会計における診療報酬等支払勘定」につきましては、「診療報酬等の実績による必要な予算補正を行う」ものでございます。

「(2) 一般会計及び各特別会計における業務勘定」につきましては、「実績等による必要な予算補正を行う」もの、「市町村事務処理標準システム共同運用参画市町のシステム稼働時期の延伸及び外付けシステムの開発範囲の精査縮小に伴う経費減による補正を行う」ものでございます。

「2 会計別予算補正額」でございますが、最下段の合計をお願いします。

補正前の額2兆919億179万5千円、補正額44億8,468万6千円の増、補正後の額2兆963億8,648万1千円、補正前との比較は100.2%となっております。

ます。

次に、各会計の予算補正でございますが、限られた時間でもございますので、お手元の右上「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

概要版を御用意ください。

それでは、概要版の1ページをお願いします。

令和7年度予算補正につきましては、補正額の合計、補正後の合計、対補正前比及び主な増減を説明させていただきます。

「(1) 一般会計」でございます。

補正額 2,707万5千円の増、補正後の額 8億655万4千円、補正前との比較 103.5%、主な補正理由は、歳入が「財産収入」、歳出が「積立金」の増でございます。

預金利子を、その原資となった積立金へ積み立てるものでございます。

2ページをお願いします。

「(2) 診療報酬審査支払特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 2億6,526万4千円の減、補正後の額 38億906万8千円、補正前との比較 93.5%、主な補正理由は、歳入「諸収入」、歳出「総務費」の減でございます。

市町村事務処理標準システム共同運用参画市町のシステム稼働時期延伸及び外付けシステムの開発範囲の精査縮小に伴い、開発経費が減となったことによるものでございます。

あわせて、来年度以降に必要となる国保総合システム開発負担金等の経費に対応するため、ICT積立資産への積立額の増額を行っております。

3ページをお願いします。

「イ 診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 57億9,988万円の減、補正後の額 4,196億1,088万3千円、補正前との比較 98.6%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「診療報酬等受入金及び支出金」の減でございます。

4ページをお願いします。

「(3) 介護保険事業関係業務特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 1,154万5千円の増、補正後の額 40億5,489万6千円、補正前との比較 100.3%、主な補正理由は、歳入の「繰越金」、歳出の「積立金」の増でございます。

令和7年度に取得した固定資産の減価償却積立及びICT積立の増額を行

うことによるものでございます。

5 ページをお願いします。

「イ 介護給付費等支払勘定」でございます。

補正額 4 億円の減、補正後の額 5,291 億 6,000 万 2 千円、補正前との比較 99.9%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「介護給付費受入金及び支出金」の減でございます。

次に、「ウ 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

補正額 1,450 万円の増、補正後の額 49 億 4,416 万 2 千円、補正前との比較 100.3%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「公費負担医療等受入金及び支出金」の増でございます。

6 ページをお願いします。

「(4) 障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 690 万 2 千円の増、補正後の額 2 億 9,397 万円、補正前との比較 102.4%、主な補正理由は、歳入の「繰越金」、歳出の「積立金」の増でございます。

令和 7 年度に取得した固定資産の減価償却積立及び I C T 積立の増額を行うことによるものでございます。

7 ページをお願いします。

「イ 障害介護給付費支払勘定」でございます。

補正額 50 億円の増、補正後の額 1,610 億 12 万 3 千円、補正前との比較 103.2%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「障害介護給付費受入金及び支出金」の増でございます。

「ウ 障害児給付費支払勘定」でございます。

補正額 8 億 778 万円の増、補正後の額 458 億 6,250 万 3 千円、補正前との比較 101.8%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「障害児給付費受入金及び支出金」の増でございます。

8 ページをお願いします。

「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

補正額 583 万 3 千円の減、補正後の額 1 億 6,693 万 4 千円、補正前との比較 96.6%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「総務費」の減でございます。

令和 7 年度に標準システムのクラウド化に対応するための開発経費及び国保中央会への開発負担金が必要となり、収支不足が見込まれたことから、財政運営準備金の繰入を予定しておりましたが、手数料の増加や開発経費の経費縮減の状況を踏まえて、財政運営準備金の繰入額を引き下げ、不足する財源は財政調整基金により対応することといたします。

9 ページをお願いします。

「イ 後期高齢者健康診査等費用支払勘定」でございます。

補正額 2 億円の増、補正後の額 8 億 1,200 万 2 千円、補正前との比較 132.7%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「後期高齢者健康診査等費用受入金及び支出金」の増でございます。

10 ページをお願いします。

「(6) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 1,983 万 9 千円の減、補正後の額 34 億 2,859 万 9 千円、補正前との比較 99.4%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「総務費」の減でございます。

令和 7 年度にクラウド化の対応を行った後期請求支払システムの更改経費の節減による経費の減などによるものでございます。

あわせて、来年度以降に必要となる国保総合システム開発負担金等の経費に対応するため、ICT 積立資産への積立額の増額を行っております。

11 ページをお願いします。

「イ 後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 49 億 770 万円の増、補正後の額 9,211 億 1,678 万 3 千円、補正前との比較 100.5%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「後期高齢者医療診療報酬受入金及び支出金」の増でございます。

なお、補正予算の詳細につきましては、別に参考資料 1 として「令和 7 年度収支補正予算書」をお配りしておりますので、後程、御覧いただきますようお願いいたします。

引き続きまして、議案書に戻っていただいて、議案書の 97 ページをお願いします。

議案第 16 号「令和 7 年度本会財政調整基金積立資産の処分目的等の追加について」でございます。

提案理由は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）の財

98 ページをお願いします。

第 149 回本会通常総会議案第 7 号で提案可決されました財政調整基金積立資産の処分目的に、「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）の財源不足に対応する」ことを追加するものでございます。

適用規定は、本会財政調整基金積立資産管理運用規程第 6 条第 1 項第 1 号「事業運営上、不測の事態による財源不足が生じた場合」でございます。

なお、処分限度額 4 億 6,872 万円に変更はございません。

以上、議案第 15 号から議案第 16 号の説明を終わります。

岡田議長

議案第 15 号及び議案第 16 号につきまして、御質問、御意見等はございませんか。

では、お諮りをさせていただきます。

議案第 15 号及び議案第 16 号は、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。

【 異議なし 】

岡田議長

では、異議なしの声を頂きましたので、これらの議案につきましては、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定によりまして、3 月に予定しております総会の認定に付すことに決定いたします。

続きまして、令和 8 年度関係議案としまして、議案第 17 号「当連合会規約の一部を改正する規約の制定について」を提案いたします。

事務局からお願いいたします。

入江事務局長

それでは、議案書の 99 ページをお願いします。

議案第 17 号「本会規約の一部を改正する規約の制定について」でございます。

提案理由は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律第 6 条による改正後の予防接種法が施行されること並びに平成 21 年 1 月 5 日より、上場株式の株券が電子化され、各金融機関での保護預け業務が廃止又は縮減されたことに伴い、所要の整備を行うため、この議案を提案するものでございます。

100 ページをお願いします。

改正の概要でございますが、(1) 改正後の予防接種法が令和 8 年 6 月 1 日に施行され、新たに国民健康保険団体連合会が厚生労働大臣又は市町長及び兵庫県知事から予防接種法関連業務等を受託できるようになったため、予防接種法関連業務等を本会が行う事業に追加いたします。

(2) 予防接種法関係業務等に関して、兵庫県及び国民健康保険組合は、議決権を有さないことといたします。

(3) 平成 21 年 1 月 5 日より、上場株式の株券が電子化され、各金融機関での保護預け業務が廃止又は縮減されたため、財産の管理方法を本会の保有する金庫内での保管に改めるものでございます。

施行期日等につきましては、予防接種法関連の改正は、令和 8 年 6 月 1 日から施行し、財産の管理方法の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年 3 月 19 日から適用いたします。

以上、議案第 17 号の説明を終わります。

岡田議長

では、議案第 17 号につきまして、御質問、御意見等はありませんか。ないようですので、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

【 異議なし 】

岡田議長

それでは、議案第 17 号につきましても、今後の総会の認定に付すことに決定いたします。

次に、議案第 18 号「予防接種法改正に伴う関係規則等の整備に関する規則の制定について」から議案第 23 号「令和 8 年度当連合会負担金及び手数料の単価について」を一括提案いたします。

事務局からお願いします。

入江事務局長

それでは、議案書の 109 ページをお願いします。

議案第 18 号「予防接種法改正に伴う関係規則等の整備に関する規則の制定について」でございます。

提案理由は、予防接種法改正に伴い、関係規則等について所要の整備を行うためでございます。

110 ページをお願いします。

制定・改正の概要でございますが、(1) 本会予防接種法関係業務等特別会計経理規則の制定につきましては、本会が行う改定後の規約第 6 条第 6 項に規定する業務の経理を他の会計と区分して行うため、予防接種法関係業務等特別会計を設置いたします。

(2) 本会予防接種委託料支払規則の制定につきましては、本会が行う予防接種法に定める定期の予防接種等の実施の委託を受けた者に対する当該定期の予防接種等の実施事務等の処理に要する費用の支払に関する業務を行うため制定いたします。

(3) 特別会計関係規程の整備につきましては、本会予防接種法関係業務等

(3) 特別会計関係規程の整備につきましては、本会予防接種法関係業務等特別会計における積立資産を造成する必要があることから、関連する特別会計規程について、当該会計を積立対象の会計に加えることといたします。

(4) 本会特定個人情報等取扱規程の一部改正につきましては、改正予防接種法施行及び予予・請求システムの稼働に伴い、市町からの委託により予防接種対象者等の特定個人情報を取扱うに当たり、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、当該業務を個人番号を取り扱う事務及び特定個人情報等の範囲に加えることといたします。

(5) 本会福祉医療費審査支払規則の一部改正につきましては、改定後の規約第6条第6項に規定する予防接種法関係業務を本会が行うに当たり、保険医療機関等に支払う福祉医療費の支払いに関する業務の規定の根拠としている項が変更になったため、現状の表記との整合性を図るものでございます。

施行期日につきましては、令和8年6月1日でございます。

135 ページをお願いします。

議案第19号「本会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、兵庫県の「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の改正内容に準じて、所要の整備を行うためでございます。

136 ページをお願いします。

改正の概要でございますが、精神障害に係る病気休暇の取得期間を「2年」から「180日」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

141 ページをお願いします。

議案第20号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」の改正内容に準じて所要の整備を行うためでございます。

142 ページをお願いします。

改正の概要でございますが、(1) 扶養手当につきましては、手当額を次のように変更します。

なお、事務職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が8級以上の職員の配偶者に係る扶養手当は令和8年度から廃止します。

(2) 通勤手当につきましては、駐車場利用者に対する通勤手当のうち、自

自動車等の種別に応じて1月当たりの駐車料金相当額の支給上限額を5,000円、2つ以上の駐車場利用者は10,000円とします。

施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

155ページをお願いします。

議案第21号「本会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化に係る費用の充当財源として積立資産を活用できるよう、処分事由を拡充するためでございます。

156ページをお願いします。

改正の概要でございますが、処分事由を固定資産の取得・改良に限定せず、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化に係る費用の充当財源として積立資産を活用できるよう、所要の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

161ページをお願いします。

議案第22号「本会介護保険者事務共同処理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、令和8年4月からの介護情報基盤の運用開始に合わせ、主治医意見書作成料支払処理を本会独自システムから、国民健康保険中央会開発の標準システムによる処理に変更することに伴い、所要の整備を行うためでございます。

162ページをお願いします。

改正の概要でございますが、令和8年4月からの介護情報基盤の運用開始に合わせ、主治医意見書作成料支払処理を本会独自システムから、国民健康保険中央会開発の標準システムによる処理に変更することに伴い、手数料の請求及び払込日程の見直しを行うものでございます。

施行期日につきましては、令和8年5月1日でございます。

167ページをお願いします。

議案第23号「本会負担金及び手数料の単価について」でございます。

提案理由は、令和8年度の各負担金及び手数料の単価を定めるためでございます。

令和8年度の負担金及び手数料の単価は、168ページから174ページまでの

とおりでございます。

保健事業負担金につきましては、168 ページの (3) に記載のとおり、被保険者 1 人当たり 20 円 74 銭といたします。

療養費（柔道整復師施術療養費除く。）に係る手数料につきましては、169 ページの (3) アに記載のとおり、令和 8 年 3 月審査分より、1 件当たり税抜 123 円といたします。

柔道整復師施術療養費（福祉医療費含む。）に係る手数料につきましては、169 ページの (3) イに記載のとおり、同じく令和 8 年 3 月審査分より、審査支払は 1 件当たり税抜 124 円、審査のみ及び特別療養費につきましては、税抜 123 円といたします。

特定健診等データ管理・共同処理事業手数料につきましては、171 ページの (7) に記載のとおり、令和 8 年 4 月処理分より、費用支払事務及びデータ管理はデータ 1 件当たり税抜 223 円、データ管理のみはデータ 1 件当たり税抜 208 円といたします。

介護保険事業関係に係る保険者事務共同処理手数料につきましては、173 ページの (2) アに記載のとおり、令和 8 年 4 月処理分より、主治医意見書作成料支払処理について、年間取扱件数が 10,000 件未満の保険者については、月額税抜 5,000 円、年間取扱件数が 10,000 件以上 30,000 件未満の保険者については、月額税抜 11,000 円、年間取扱件数が 30,000 件以上の保険者については、月額税抜 14,000 円といたします。

また、173 ページの (2) イに記載のとおり、同じく令和 8 年 4 月処理分より、主治医意見書作成料について、請求書 1 件当たり税抜 67 円といたします。

障害者総合支援関係に係る審査支払手数料につきましては、174 ページの (1) に記載のとおり、令和 8 年 4 月審査分より、障害介護給付費及び障害児給付費並びに (2) の特例介護給付費について、いずれも 1 件当たり税抜 116 円といたします。

その他の負担金及び手数料につきましては、令和 7 年度からの変更はございません。

また、議案書に記載のない手数料等については、参考資料 3 でお配りしております一覧を御確認お願いいたします。

以上、議案第 18 号から議案第 23 号の説明を終わります。

議案第 18 号から議案第 23 号までの説明がありましたが、御質問、御意見等はございませんか。

岡田議長

では、一括してお諮りします。

議案第 18 号から議案第 23 号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

【 異議なし 】

岡田議長

異議なしの声を頂きましたので、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

では、続きまして議案第 24 号「令和 8 年度当連合会事業計画について」から議案第 27 号「当連合会の特別会計一時借入金について」までを一括提案いたします。

入江事務局長

事務局からお願いします。

それでは、議案書の 175 ページをお願いします。

議案第 24 号「令和 8 年度本会事業計画について」でございます。

提案理由は、令和 8 年度の事業計画として、この議案を提案するものでございます。

176 ページをお願いします。

「令和 8 年度本会の事業計画について」「1 基本方針」でございます。

本会は、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」を基本理念に掲げ、国保・後期高齢者医療・介護保険等に係る各種事業を行っています。

本格的な人口減少や超高齢社会が進行している中、国保においては、少子化や被用者保険の適用拡大による被保険者の減少に伴う保険財政等への影響が懸念される一方、介護保険においては、介護給付費の増加による介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっており、国においては、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋を定め、将来にわたって社会保障制度を持続させるため、制度改革等が進められているところです。

また、国によるデジタル化の推進により、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく自治体システムの標準化など、保険者等への影響も少なくない状況にあります。

国保連合会・国民健康保険中央会においては、医療DXの推進に関する工程表に基づく「全国医療情報プラットフォーム」などの構築の一環として、予防接種事務デジタル化への対応や介護情報基盤の整備に取り組んでおり、基幹業務である診療報酬審査支払業務については、「審査支払機能に関する改革工程

表」に基づき、支払基金と国保連合会の審査結果の不合理な差異の解消やシステムの整合かつ効率的なあり方について、審査支払システムの共同開発の基本方針に沿ってシステム開発等が進められているところです。

これらの情勢や課題に適切に対応するため、「精度の高い審査、確実な請求支払サービスの提供」「共同体として保険者事務の幅広いサポート」「トランスフォーメーション等に柔軟に対応できる組織基盤の確立」を3本柱とした第7次中期経営計画のもと、本会が令和12年にめざす姿に向かって、令和8年度の本会事業運営は、以下の基本方針であります「(1) 審査支払業務の充実・強化」「(2) 保険者支援事業の充実・強化」、177ページの「(3) 効率的な運営体制の確立」のもと諸事業を展開してまいります。

「2 主要事業の概要」でございます。

3つの基本方針についてそれぞれ記載しております。

「(1) 審査支払業務の充実・強化について」でございます。

診療報酬、各種療養費、介護給付費、障害者総合支援法関係業務の適正かつ効率的な審査、確実な支払に努めてまいります。

特に、「ア 診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務の充実・強化」では、「(イ) 統一的なコンピュータチェックルールの設定・拡充」といたしまして、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、コンピュータチェック及び審査基準の統一を計画的に進めるとともに、審査精度の向上と事務の効率化に積極的に取り組んでまいります。

178ページをお願いします。

「エ 各種費用の請求支払事務開始に向けた準備」といたしまして、予防接種費用等の請求支払事務のほか、母子保健に係る妊産婦健診等の費用についても受託に向けて体制の整備等準備を進めてまいります。

「(2) 保険者支援事業の充実・強化」でございます。

「ア 共同事業等の積極的な推進」では、「(ア) 国保保険者事務共同電算処理業務等の実施」といたしまして、医療費適正化や保険者事務の負担軽減を図るため、記載の各種事業を実施いたします。

また、特別調整交付金(結核・精神)の申請支援事業は、令和8年度以降も引き続き実施いたします。

「(イ) 市町村事務処理標準システム共同運用の実施」につきましては、参画いただいている6市町のうち、1市が令和8年1月から本稼働し、令和8年2月から1市の環境構築を開始したところです。

他の4市町につきましては、調整を行いながら、令和8年度も引き続き、本会がガバメントクラウド運用管理補助者となり、共同運用を実施する準備をすすめてまいります。

「(エ) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理の実施」につきましては、保険者における求償事案発見を支援するため、損保会社へ傷病届等の作成・提出支援の覚書の趣旨・内容を周知するとともに、県と連携し、保険者の取組を支援してまいります。

179ページをお願いします。

「(キ) 介護情報基盤のデータ等を活用した保険者支援実施に向けた取組」につきましては、令和8年度から運用開始が予定されている介護情報基盤において蓄積されるデータ等を活用した保険者支援について、令和9年度以降本会において実施できるよう、関係機関と連携を図りながら保険者支援の検討等を行ってまいります。

次に、「イ 保健事業等の積極的な展開」でございます。

「(ア) 保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の実施」につきましては、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、専門家との連携による助言や支援を行ってまいります。

また、データ分析・評価に関する研修会や説明会の開催による保険者支援を予定しております。

「(ウ) データを活用した介護予防の取組支援の実施」につきましては、KDB補完システムの帳票出力機能及びデータ活用を促進するための操作研修会を実施してまいります。

180ページをお願いします。

「(3) 効率的な運営体制の確立」についてでございます。

「ア 情報システムの効率化及び適正化」につきましては、「審査支払システムの共同開発の基本方針」に基づき進められる国保中央会システムの開発・改修に適切に対応するとともに、現行システムの安定稼働に努め、連合会事務標準化の取組を見据えて本会外付けシステムの見直しを進めるなど、システムの最適化に取り組んでまいります。

最後に、「ウ 健全な財政運営の推進」につきましては、各種システムの更改経費等の財源確保について、引き続き国保中央会等関係団体と連携し、国庫補助要請を行ってまいりますとともに、引き続き良質な保険者サービスを提供できるよう、中期財政見通しを策定し、健全な財政運営を目指してまいります。

181 ページは、令和 8 年度の主要事業体系表でございますので、後程、御覧いただきますようお願いいたします。

182 ページをお願いいたします。

議案第 25 号「令和 8 年度本会歳入歳出予算について」でございます。

令和 8 年度本会歳入歳出予算を別記のとおり、また、債務負担行為を別表のとおり定めるものでございます。

なお、この度、予防接種法関係業務等特別会計を新たに設置いたします。

この特別会計につきましては、令和 8 年 6 月 1 日に施行となる改正予防接種法に対応するため、本会規約および経理規則の制定を先ほど提案させていただいており、会計設置は 6 月 1 日となります。

183 ページをお願いいたします。

「1 基本方針」でございます。

(1) 一般会計及び各特別会計における業務勘定の予算編成にあたりましては、良質な保険者サービスを確保した中で、手数料等の事業収入を基本財源に、単年度収支の均衡を図ることを基本として、各種システム等の更改経費等の投資的経費に対しては、補助金、減価償却引当資産及び ICT 積立資産を充当財源といたします。

(2) 歳入につきましては、国庫補助金等を有効活用するとともに、事業の状況に応じ、手数料等の単価を見直します。

(3) 歳出につきましては、各種システムの更改経費や運用保守等の必要経費を見込んでおります。

(4) 各特別会計における支払勘定の予算編成にあたりましては、社会情勢の変化や社会保障制度改革などの動向及び令和 7 年度までの実績を勘案し、必要な費用を計上しています。

(5) 先ほど申し上げましたとおり予防接種法関係業務等特別会計を新たに設置いたします。令和 8 年度につきましては、業務勘定のみの予算編成となります。

つづきまして、「2 会計別予算」でございます。

令和 8 年度の予算の総額は最下段でございます。

2 兆 1,971 億 2,151 万 4 千円で、対前年度予算比 105.0%でございます。

次に、各会計の予算の詳細でございますが、「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

概要版を御用意ください。

概要版の12ページをお願いします。

各会計の予算合計、令和7年度当初予算との比較、対前年度比と一般会計及び特別会計の業務勘定については、主な増減を説明させていただきます。

それでは、「一般会計」でございます。

8年度予算8億2,667万4千円、7年度予算との比較4,719万5千円の増、対前年度比106.1%、主な増減は、情報系ネットワーク機器更改経費の増でございます。

また、被保険者数の減少や国庫補助率の引下げなどの影響により、保健事業負担金について、令和8年度から単価を20円74銭に引き上げております。

債務負担行為は、外部監査契約に係るもので、会計年度に合わせ決算までの監査を委託するため、契約期間を令和8年度から令和9年度とする必要があることから提案するものでございます。

13ページをお願いします。

「診療報酬審査支払特別会計」の「業務勘定」でございます。

8年度予算36億3,162万2千円、7年度予算との比較4億4,271万円の減、対前年度比89.1%、主な増減は、業務ネットワーク機器更改経費の増、事務処理標準システム共同運用に係るシステム開発等経費の減、国保中央会負担金の増でございます。

物価高騰、人件費上昇などによる委託費等増加の影響により療養費及び柔道整復療養費の手数料を令和8年度からそれぞれ123円、124円に引き上げております。

14ページをお願いします。

「診療報酬支払勘定」でございます。

8年度予算4,252億3,646万3千円、7年度予算との比較1億7,430万円の減、対前年度比100.0%となっております。

15ページをお願いします。

「介護保険事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

8年度予算38億7,430万8千円、7年度予算との比較1億6,904万3千円の減、対前年度比95.8%となっております。

主な増減は、介護保険審査支払等システム更改経費の減でございます。

主治医意見書作成料支払処理料については、運用方法の見直しにより処理経費が下がる見込みとなったことから、取扱件数に応じた処理料となるよう引き下げを行っております。

16 ページをお願いします。

「介護給付費等支払勘定」でございます。

8年度予算 5,516 億 7,600 万 2 千円、7年度予算との比較 221 億 1,600 万円の増、対前年度比 104.2%となっております。

次に、「公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

8年度予算 51 億 4,506 万 2 千円、7年度予算との比較 2 億 1,540 万円の増、対前年度比 104.4%となっております。

17 ページをお願いします。

「障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「業務勘定」でございます。

8年度予算 2 億 7,567 万 4 千円、7年度予算との比較 1,139 万 4 千円の減、対前年度比 96.0%、主な増減は、障害者総合支援給付審査支払等システム更改経費の減でございます。

国保中央会負担金の見直しを踏まえ、令和 8 年度から審査支払手数料を 116 円に引き下げております。

18 ページをお願いします。

「障害介護給付費支払勘定」でございます。

8年度予算 1,791 億 12 万 2 千円、7年度予算との比較 230 億 9,999 万 9 千円の増、対前年度比 114.8%となっております。

次に、「障害児給付費支払勘定」でございます。

8年度予算 525 億 3,180 万 2 千円、7年度予算との比較 74 億 7,707 万 9 千円の増、対前年度比 116.6%となっております。

19 ページをお願いします。

「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

8年度予算 1 億 2,601 万 6 千円、7年度予算との比較 4,675 万 1 千円の減、対前年度比 72.9%となっております。

主な増減は、特定健診等データ管理システム機器更改経費の減、国保中央会負担金の増でございます。

国保中央会負担金の引き上げを踏まえ、令和 8 年度のデータ管理・共同処理事業手数料を 223 円（データ管理のみの場合 208 円）に引き上げております。

20 ページをお願いします。

「特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」でございます。

8年度予算 12 億 7,200 万 2 千円、7年度予算との比較 4,800 万円の減、対前

年度比 96.4%となっております。

次に「後期高齢者健康診査等費用支払勘定」でございます。

8年度予算 8億 2,800万 2千円、7年度予算との比較 2億 1,600万円の増、対前年度比 135.3%となっております。

21 ページをお願いします。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

8年度予算 35億 3,763万 2千円、7年度予算との比較 8,919万 4千円の増、対前年度比 102.6%となっております。

主な増減は、業務ネットワーク機器更改経費の増、国保中央会負担金の増でございます。

物価高騰、人件費上昇などによる委託費等増加の影響により、療養費及び柔道整復療養費の手数料を令和 8年度からそれぞれ 123円、124円に引き上げております。

22 ページをお願いします。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

8年度予算 9,690億 5,408万 3千円、7年度予算との比較 528億 4,500万円の増、対前年度比 105.8%となっております。

次に「予防接種法関係業務等特別会計」の「業務勘定」でございます。

8年度予算 605万円、この特別会計は、令和 8年度から新たに設置する特別会計となっております。

なお、予算につきましては、別に参考資料 2として「令和 8年度収支予算書」をお配りしておりますので、後程、御覧いただきますようお願いします。

次に「議案書」に戻りまして、271 ページをお願いします。

議案第 26号「令和 8年度本会退職給付引当資産等の処分限度額について」でございます。

提案理由は、本会が保有する積立金を処分するためでございます。

272 ページをお願いします。

処分限度額でございますが、「1 退職給付引当資産」8,220万 5千円、「2 保健事業積立金」200万円、「3 財政調整基金積立資産」4億 7,219万 4千円、「4 減価償却引当資産」4億 3,274万 1千円、273 ページの「5 ICT積立資産」2,394万 2千円、それぞれを処分限度額とし、処分時期については、いずれも令和 8年度内でございます。

275 ページをお願いします。

議案第 27 号「本会の特別会計一時借入金について」でございます。

提案理由は、災害等、有事の際の医療機関等への支払に関して不測の事態に対応するためでございます。

提案内容といたしましては、指定金融機関から 400 億円を上限に、特殊当座借越により、短期プライムレート内の利率にて借り入れるものでございます。

償還方法につきましては、前述の金融機関との特殊当座借越契約に基づく償還でございます。

以上、議案第 24 号から議案第 27 号までの説明を終わります。

岡田議長

議案第 24 号から議案第 27 号までにつきまして、御質問、御意見等はありませんか。

よろしいでしょうか。

ないようでございますのでお諮りいたします。

議案第 24 号から議案第 27 号まで、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

【 異議なし 】

岡田議長

ありがとうございます。

では、これらの議案につきましては、国保法の第 27 条第 1 項の規定によりまして、総会の認定に付すことに決定いたします。

では、次に、議案の第 28 号です。

「当連合会役員を選出について」を提案いたします。

事務局からお願いします。

入江事務局長

それでは、議案書の 277 ページをお願いします。

議案第 28 号「本会役員を選出について」でございます。

提案理由は、国民健康保険法第 86 条の規定により準用する同法第 23 条第 3 項の規定により、理事及び監事は総会で選任することとなっており、総会に提出する議案に関しては、本会規約第 33 条第 1 号により理事会の議決事項となっていることから、この議案を提案するものでございます。

役員名及び人数は、理事 11 名、監事 3 名、被推薦者名は 278 ページの「本会役員被推薦者名簿」のとおり、任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

なお、理事長、副理事長につきましては、総会で役員を選任いただいた後、別室にて新理事の皆様にご互選していただき、その結果を総会の場で報告させていただきます。

岡田議長

以上、議案第28号の説明を終わります。

では、議案第28号、御意見、御質問等はございませんか。

では、お諮りいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

【 異議なし 】

岡田議長

ありがとうございます。

では、こちらの方も同規定によりまして、総会の認定に付すことと決定いたします。

では、最後ですが、議案第29号「当連合会の通常総会の招集について」を提案いたします。

事務局からお願いします。

入江事務局長

それでは、議案書の279ページをお願いします。

議案第29号「第151回本会通常総会の招集について」でございます。

総会の招集は、本会規約第33条の規定に基づき、理事会の議決によることとなっておりますので、この議案を提案するものでございます。

280ページの別記でございますが、日時は、令和8年3月2日午後1時30分から、場所は18階本会大会議室でございます。

以上、議案第29号の説明を終わります。

岡田議長

これにつきまして、御質問、御意見はございませんでしょうか。

では、お諮りをいたします。

議案第29号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

【 異議なし 】

岡田議長

ありがとうございます。

それでは、こちらも理事会議決事項として決定いたします。

以上をもちまして、本日の理事会の議事は全て終了となります。

長時間にわたり御審議頂きまして、ありがとうございました。

藤川総務課長

ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年度第4回理事会を閉会いたします。

理事の皆様方には、3月2日の総会に御出席賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

議事録署名

議

長

岡田康裕

議事録署名人

野倉加奈美

